

いわき市プレミアム付商品券 取扱店募集要項

いわき市プレミアム付商品券実行委員会

いわき市プレミアム付商品券実行委員会（以下「委員会」という）は、いわき市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）の取扱店を以下のとおり募集いたします。

1 商品券の概要

- ・名称：いわき市プレミアム付商品券
- ・発行者：いわき市プレミアム付商品券実行委員会
- ・発行総額：19億2千万円
- ・販売総額：16億円
- ・発行内容：1冊12枚綴り（1,000円券×12枚、12,000円分）の商品券を10,000円で販売する。
12枚のうち、6枚を全店共通券、6枚を中小店専用券とする。
 - (1) 全店共通券は、大型店を含む全ての取扱店で使用可能とする。
 - (2) 中小店専用券は、大型店を除く取扱店で使用可能とする。
 - (3) 売場面積が1,000㎡超の小売店を大型店とし、それ以外を中小店とする。なお、チェーン展開などにより複数店舗がある場合は、もっとも広い店舗の面積で判断し、大型商業施設内にある1,000㎡以下のテナントは中小店に分類する。
- ・発行部数：16万冊
- ・購入限度額：1回の買い物につき、6冊まで（大型店：36,000円、中小店：72,000円）
- ・利用期間：平成27年8月1日（土）～12月31日（木）

2 取扱店の参加資格及び登録等について

(1) 参加資格

商品券を取り扱うことのできる店舗、事業所は、以下の要件を満たさなければならないものとする。

- ① いわき市内に所在する店舗、事業所であること
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当しないこと
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業に該当しないこと
- ④ 【5 商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取扱う店舗、事業所でないこと
- ⑤ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する店舗、事業所でないこと

(2) 参加登録料

- ① いわき商工会議所及び各商工会の会員事業所：無料
- ② ①以外の事業所：20,000円

※振込み手数料については、各自負担とする。

(3) 登録方法

- ① 本事業に賛同し取扱店として登録を希望する店舗、事業所は、委員会指定の「いわき市プレミアム付商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、提出する。
- ② 受付期間
登録申請を受け付ける期間は、平成27年6月10日～11月30日までとする。
6月30日までに委員会に登録申請手続きが完了したものについては、8月1日（商品券の利用開始日）から取り扱いができるよう、7月中に順次、関連ツール（売上集計表、取扱店ステッカー等）を送付するとともに、商品券販売時に配布する「取扱店一覧・利用ガイド」に掲載する。
※ 申請書やその後の手続きに不備があった場合は、この限りではない。
※ 7月1日以降も登録を受け付けますが、8月2日以降の取り扱い開始となる。
- ③ 申請書の提出先
P4「取扱店登録申請フローチャート」のとおり。
登録料がかかる場合、後日送付される「参加登録料振込み案内ハガキ」により振り込むものとする。
- ④ その他
ア いわき市内に複数の店舗があっても、個別の店舗ごとに申請書を作成するものとする。
なお、本部等で各店舗（支店）の申請書を取りまとめた上での提出も可とする。
イ 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできないものとする。

3 取扱店の責務について

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカーなどを利用者が分かりやすい場所に掲示する。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認する。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに委員会まで報告する。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗名を明記（スタンプ可）することとし、既に記載のあるものは、受け取らない。
- (4) 商品券の交換及び売買は行わない。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能。
- (5) 使用済み商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合に備え、売上集計表の取扱店舗控え部分を、入金完了するまで大切に保管する。
※この控えがない場合は、振込額に差異があっても異議申し立てができない。
※控え片がある場合でも、振込後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできない。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）には使用しない。
- (7) 大型店では、「中小店専用券」は受け取らない。
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。

4 取扱店の取消しについて

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があるものとする。

5 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、電子マネー（プリペイド入金）、金融機関への預け入れ
- (4) たばこの購入（たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されている）
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入等）
- (7) その他委員会が指定するもの（宝くじの購入、不動産関係の支払い等）

6 商品券取扱いにおける制限事項

- (1) 商品券での購入は1回の買い物につき6冊までとする。
- (2) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (3) 商品券の現金化はできない。
- (4) 商品券額面以下の利用であっても、釣銭は支払わない。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は利用できない。
- (6) 商品券の紛失、盗難及び、偽造・模造に対し、委員会はその責を負わない。

7 商品券の換金手続きについて

- (1) 換金の流れ
 - ① 商品券取扱店は、利用者から受け取った商品券を、必要事項を記入した「売上集計表」とあわせて所定の返信用封筒に封入の上、委員会が指定する換金集約業務委託者（㈱日専連ライフサービス）へ送付する。
 - ② ㈱日専連ライフサービスは、送付された商品券と売上集計表を確認の上、請求額を委員会名で取扱店指定の口座に振り込む（換金手数料はなし）。
- (2) 換金精算の期日
 - ① 各月15日までに到着した分を当月末日までに振り込む。
（但し、金融機関が休業日の場合は前営業日とする）
 - ② 各月末日までに到着した分を翌月15日までに振り込む。
（但し、金融機関が休業日の場合は翌営業日とする）
- (3) 換金請求期間
平成27年8月1日～平成28年1月15日までとする（最終振り込みは、平成28年1月末）
※上記期間を過ぎての換金には一切応じない。

いわき市プレミアム付商品券事業に関するお問い合わせは…

専用ホームページ(<http://iwaki-premium.com/>)をご確認いただくか、
コールセンター(0120-051-325: 平日 10時～17時)にお問い合わせください。

いわき市プレミアム付商品券の取扱店登録をお考えの店舗様へ【申請フローチャート】

「いわき商工会議所」の会員ですか？

はい

fax、郵送又は持参により、いわき商工会議所へ提出（※参加登録料は無料）
住所:〒970-8026 いわき市平字田町120番地 ラトブ6階
fax : 25-9155

いいえ

「各商工会」の会員ですか？

はい

fax、郵送又は持参により、所属する商工会へ提出（※参加登録料は無料）

商工会	fax	〒	住所
内郷商工会	27-5211	973-8403	いわき市内郷綴町樓下17
遠野町商工会	89-2473	972-0161	いわき市遠野町上遠野字堀切12-1
田人町商工会	69-2482	974-0152	いわき市田人町旅人字下平石191
好間町商工会	36-3180	970-1152	いわき市好間町中好間字田中25
小川町商工会	83-0283	979-3112	いわき市小川町上平字中島2-3
三和町商工会	86-2450	970-1372	いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1
四倉町商工会	32-2481	979-0201	いわき市四倉町字西四丁目4-5
川前町商工会	84-2460	979-3201	いわき市川前町川前字五林6
久之浜町商工会	82-3236	979-0333	いわき市久之浜町久之浜字糠塚15

いいえ

「いわき商工会議所」又は「各商工会」への会員登録をお考えですか？

はい

直接、「いわき商工会議所」又は「各商工会」にお問い合わせください。会員登録後、登録団体へ申請書を提出してください。

いいえ

次の①若しくは②の方法により申請
① fax又は郵送により、「㈱日専連ライフサービス いわき市プレミアム付商品券取扱店登録申請係」へ提出
住所:〒980-6109 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AER9階
fax:022-213-6017
② 専用ホームページの入力フォームから申請
（※別途、参加登録料20,000円がかかります）